

技 第 5 9 6 号
令和8年 9月17日

島根県建設産業団体連合会長 様

島 根 県
土 木 部 技 術 管 理 課 長
(公 印 省 略)

島根県週休2日工事の要領（農林水産部編）の一部改定について（送付）

標記について、別添のとおり通知しておりますので、お知らせします。

問い合わせ先
土木部技術管理課
農林設計基準係

電話：0852-22-5942／5653



技 第 5 9 6 号
令和 8 年 9 月 1 7 日

農林水産部農村整備課長
農林水産部農地整備課長
隠岐支庁農林局長
隠岐支庁県土整備局長
各農林水産振興センター所長
各県土整備事務所長
県央県土整備事務所大田事業所長

} 様

土 木 部 技 術 管 理 課 長

島根県週休 2 日工事の要領（農林水産部編）の一部改定について（通知）

島根県週休 2 日工事について、下記のとおり改定しますので、関係職員に周知願います。
なお、各市町村及び関係団体へは別途参考送付しています。

記

1. 改定対象

	島根県週休 2 日工事要 領	特記仕様書	実施 フロー	Q & A	休日取得表 休日取得状況表	実施希望 報告様式 (様式 1)	履行証明書 (様式 2)
農林水産部編	○	○	○	○	○	○	○

○：改定あり —：改定なし

2. 改定内容

- ・週休 2 日補正係数による費用計上の廃止
 - ・完全週休 2 日（土日）制度への移行
 - ・「1 年単位の変形労働時間制」を活用した週は、対象期間に含まない旨を追記
- ※別添「新旧対照表」参照

3. 適用年月日

令和 8 年 1 0 月 1 日以降に起案する工事

問い合わせ先
土木部技術管理課
農林設計基準係

電話：0852-22-5942／5653

新旧対照表 島根県週休２日工事要領（農林水産部編）

新

旧

第1条　＜略＞

（定義）
「週休2日工事」における「完全週休2日（土日）」とは、対象期間において、全ての週で土曜日と日曜日の両日（以下、土日）に現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所完全週休2日（土日））をいう。ただし、受注者の責によらず土日に現場閉所が出来ない場合は、振替日として土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。詳細は、別紙1を参照すること。

2　「週休2日工事」における「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所月単位の週休2日）をいう。

3　「週休2日工事」における「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所通期4週8休以上）をいう。

4　「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。
また、「1年単位の変形労働時間制※」を活用している受注者において、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した週は週休2日の対象期間に含まない。
※「1年単位の変形労働時間制」とは、年間の労働時間を柔軟に配分し、繁忙期には長く、閑散期には短く設定する厚生労働省所管の制度をいう。（例：猛暑の時期は1週30時間、秋以降は1週48時間とする場合等）なお、制度を導入する場合は、会社において労使協定を締結し、所轄労働基準監督署長へ届け出る必要がある。

（削除）

5　「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。

第1条　＜略＞

（定義）
第2条　「週休2日工事」における「週単位の週休2日」とは、対象期間の全ての週において、曜日を問わず1週間に2日以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所週単位の週休2日）をいう。ただし、受注者の責によらず1週間に2日以上現場閉所ができない場合は、翌週以降に振替日を設けることができる。

（追記）

3　「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）から工期末の20日前までの期間のうち非対象期間を除いた期間をいう。

4　「非対象期間」とは、次に該当する期間を含む1週間をいう。1週間は月曜日から日曜日までとする。
①工期の始期日から工事着手日までの期間

金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
始期日から着手日までの期間							着手日					
非対象期間												対象期間

※工期の始期日とは契約上の着手日である。

②工期末の20日前までの期間

金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
							工期末の20日前までの期間					
対象期間							非対象期間					

③年末年始6日、夏季休暇3日の期間

金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
年末年始6日												
対象期間							非対象期間					
											対象期間	

④工場製作のみの期間

月	火	～	日	～	木	金	土	日	月	火	水
工場製作のみの期間等											
非対象期間										対象期間	

⑤工事全体を一時中止している期間

⑥発注者が週休2日の対象外とする期間

5　「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。

新旧対照表 島根県週休2日工事要領（農林水産部編）

新	旧
第3条 <略> 第4条 <略> （実施方法） 第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」または「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。 2 受注者は、〈工期に関する特記仕様書〉に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。 3 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。 4 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。 5 その他実施にあたっては「島根県週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。 <u>6 週休2日の取得に要する費用計上は行わない。</u> <u>7 「発注者指定型」「受注者希望型」のいずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</u> 第6条 <略> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> （実施確認） 第7条 受注者は、対象期間終了後、速やかに現場閉所または休日率の実績が確認できる資料（別紙「週休2日工事 休日取得実績書（参考様式）」参照）を提出すること。<u>土日に代わる振替日</u>を設けたうえで現場閉所週単位の週休2日を達成した場合は、備考欄等に振替日を設けた理由を記載すること。また、監督員は、その理由が受注者の責によらないものであるかを確認すること。 なお、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所の実績が確認できる資料の根拠資料（現場閉所実績が確認できる工程表、休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）の提出は不要とし、監督員等から求められた場合に提示すること。 <u>1年単位の変形労働時間制を活用し、対象期間内に、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した週がある場合は、労働基準監督署に提出した、下記の書類の写しを提出すること。</u> <u>① 1年単位の変形労働時間制を活用した労働者とその使用者が締結した労使協定</u> <u>② 変更した就業規則</u> （履行証明書） 第8条 発注者は、第5条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、<u>通期の4週8休</u>以上の現場閉所または休日が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」（様式2）が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。 （提出書類の虚偽） 第9条 提出された休日等取得実績表または休日取得状況表に、虚偽の記載が工事中あるいは工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。	第3条 <略> 第4条 <略> （実施方法） 第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」または「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。 2 受注者は、〈工期に関する特記仕様書〉に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。 3 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。 4 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。 5 その他実施にあたっては「島根県週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。 <u>（追記）</u> <u>第6条 <略></u> <u>（工事費の積算及び設計変更）</u> <u>第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に別紙1の現場閉所月単位の週休2日の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとする。</u> <u>なお、週単位の週休2日を達成した場合は、精算時に週単位の週休2日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日を達成することが出来なかった場合は、補正なしとして変更するものとする。</u> （実施確認） 第8条 受注者は、対象期間終了後、速やかに現場閉所または休日率の実績が確認できる資料（別紙「週休2日工事 休日取得実績書（参考様式）」参照）を提出すること。<u>翌週以降に振替日</u>を設けたうえで現場閉所週単位の週休2日を達成した場合は、備考欄等に振替日を設けた理由を記載すること。また、監督員は、その理由が受注者の責によらないものであるかを確認すること。 なお、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所の実績が確認できる資料の根拠資料（現場閉所実績が確認できる工程表、休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）の提出は不要とし、監督員等から求められた場合に提示すること。 <u>（追記）</u> （履行証明書） 第9条 発注者は、第5条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、<u>月単位の週休2日</u>以上の現場閉所または休日が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」（様式2）が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。 （提出書類の虚偽） 第10条 提出された休日等取得実績表または休日取得状況表に、虚偽の記載が工事中あるいは工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。

新旧対照表 島根県週休2日工事要領（農林水産部編）

新	旧
附則 （施行期日） この要領は、令和5年8月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年2月22日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年4月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年10月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和7年4月1日から施行する。 （施工期日） この要領は、令和7年10月1日から施行する。 <u>（施工期日）</u> <u>この要領は、令和8年10月1日から施行する。</u> （適用） この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事等から適用する。	附則 （施行期日） この要領は、令和5年8月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年2月22日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年4月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年10月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和7年4月1日から施行する。 （施工期日） この要領は、令和7年10月1日から施行する。 <u>（追記）</u> （適用） この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事等から適用する。

新

別紙 1

(1) 現場の閉所または休日状況

①現場閉所完全週休2日（土日）以上
対象期間において、全ての週で土日に現場閉所されている場合。ただし、天候、災害対応等により、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を原則、同一の週で指定することとする。
なお、緊急的に土日に施工する必要がある場合は土日に代わる現場閉所日を翌週とすることができる。
また、1週間の定義は月曜日から日曜日までを基本とし、夜間工事の場合は、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間に現場閉所されていれば、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。

②交替制完全週休2日
対象期間内の全ての週で休日率が28.5%（2日/7日）以上の場合。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、週休2日の夜間で休みを取得していれば、完全週休2日を達成しているものとみなす。

③月単位の4週8休
対象期間において、全ての月で現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率※1が28.5%（8日/28日）以上の場合。ただし、週休2日工事において、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、月単位4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

※1 技術者及び技能労働者の休日率とは、休日日数/従事日数^{※2}の割合の平均値をいう。

※2 従事日数とは、技術者及び技能労働者ごとの従事期間の内、対象期間に含まない期間を除いた日数とする。なお、技術者及び技能労働者ごとの従事期間は、施工体制台帳に記載された工期を基本とするが、従事期間中に該当現場に従事しない期間が連続して1ヶ月以上生じる場合は、その期間を従事期間から除外する。その他疑義が生じた場合は受発注者協議により、従事期間を確認し決定すること。

④通期4週8休以上
対象期間内において、現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率※1が28.5%（8日/28日）以上の場合

(削除)

旧

別紙 1

(1) 現場の閉所または休日状況

①週単位の週休2日
対象期間の全ての週で、現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率※1
28.5%（2日/7日）以上の場合。
ただし、地元対応、天候や災害等の受注者の責によらない理由により1週間に2日以上現場閉所ができない場合は、振替日を翌週以降とすることができる。
また、1週間の定義は月曜日から日曜日までとする。

(追記)

②月単位の4週8休
対象期間において、全ての月で現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率※1が28.5%（8日/28日）以上の場合。ただし、週休2日工事において、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、月単位4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

※1 技術者及び技能労働者の休日率とは、休日日数/従事日数^{※2}の割合の平均値をいう。

※2 従事日数とは、技術者及び技能労働者ごとの従事期間の内、対象期間に含まない期間を除いた日数とする。なお、技術者及び技能労働者ごとの従事期間は、施工体制台帳に記載された工期を基本とするが、従事期間中に該当現場に従事しない期間が連続して1ヶ月以上生じる場合は、その期間を従事期間から除外する。その他疑義が生じた場合は受発注者協議により、従事期間を確認し決定すること。

(追記)

(2) 補正係数

1) 週休2日工事

	労務費	共通仮設費率	現場管理費率
① 現場閉所週単位 週休2日	1.02 (1.02)	1.02 (1.05)	1.03 (1.06)
② 現場閉所月単位 週休2日	1.02 (1.02)	1.01 (1.04)	1.02 (1.05)

・土木工事標準単価による積算にあたっては別表2に示す補正係数を乗じるものとする。

・下段()書きの数値は、土地改良事業等請負工事積算基準（土木工事）を適用する工種（ほ場整備工事、農用地造成工事、舗装工事、道路改良工事、水路トンネル工事、水路工事、排水路工事、河川工事、管水路工事、管更正工事、畑かん施設工事、干拓工事、海岸工事、コンクリート補修工事、ため池工事、その他土木工事（1）、その他土木工事（2）、フィルダム工事、コンクリートダム工事）

新旧対照表 島根県週休２日工事要領（農林水産部編）

新	旧								
(削除)	2) 週休 2 日交替制工事								
	<table><tr><td></td><td>労務費</td><td>現場管理費率</td></tr><tr><td>① 交替制週単位 週休 2 日</td><td>1.02</td><td>1.03</td></tr><tr><td>② 交替制月単位 週休 2 日</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr></table> ・市場単価方式による積算にあたっては、別表 1 に示す補正係数を乗じるものとする。 ・土木工事標準単価による積算にあたっては別表 2 に示すの補正係数を乗じるものとする。		労務費	現場管理費率	① 交替制週単位 週休 2 日	1.02	1.03	② 交替制月単位 週休 2 日	1.02
	労務費	現場管理費率							
① 交替制週単位 週休 2 日	1.02	1.03							
② 交替制月単位 週休 2 日	1.02	1.02							

新旧対照表 島根県週休2日工事要領（農林水産部編）

新

旧

別表1

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		従来標準		変更制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
鉄筋工（大径鉄筋含む）		1.02	1.02	1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接工）		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
土留工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付け工		1.01	1.01	1.01	1.01
木材チップ積み盛り吹付け工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路修繕工	横断	1.02	1.02	1.02	1.02
	縦断	1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手設置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用固定型伸縮継手設置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
護岸カウチ設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
道路保護設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
公園修繕工		1.02	1.02	1.02	1.02
散乱地整地修繕工		1.01	1.01	1.01	1.01
堤防防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
ブルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表裏貼修工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01
舗装強化ビニル貫設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
リブ付舗装強化ビニル貫設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砂基礎工	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砕石基礎工	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00	1.00	1.00
取付費およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00	1.00	1.00
取付費およびます設置工	取付費のみ 及びます取付工	1.01	1.01	1.01	1.01

※「木材チップ散乱地修繕工」、「大型ブロック工」については、「建設工事標準単価第15編（単価）」による。

(削除)

別表2

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		従来標準		変更制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
鉄筋工（大径鉄筋含む）		1.02	1.02	1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接工）		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
土留工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付け工		1.01	1.01	1.01	1.01
木材チップ積み盛り吹付け工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路修繕工	横断	1.02	1.02	1.02	1.02
	縦断	1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手設置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用固定型伸縮継手設置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
護岸カウチ設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
道路保護設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
公園修繕工		1.02	1.02	1.02	1.02
散乱地整地修繕工		1.01	1.01	1.01	1.01
堤防防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
ブルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表裏貼修工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01
舗装強化ビニル貫設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
リブ付舗装強化ビニル貫設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砂基礎工	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砕石基礎工	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00	1.00	1.00
取付費およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00	1.00	1.00
取付費およびます設置工	取付費のみ 及びます取付工	1.01	1.01	1.01	1.01

※「木材チップ散乱地修繕工」、「大型ブロック工」については、「建設工事標準単価第15編（単価）」による。